



## INDO-JAPAN CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

Walker Chandiok & Co LLP



今回の予算がビジネスに与える影響



by  
Katsuhei Sirasuna



**INDO-JAPAN CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY**

Walker Chandio & Co LLP



---

今回の予算がビジネスに与  
える影響

by  
**Katsuhei Sirasuna**



## PREFACE

Dear Readers,

The Indo-Japan Chamber of Commerce and Industry (IJCCI) in collaboration with Grant Thornton Bharat conducted “India Budget 2025” on February 07, 2025 to highlight the recent changes to the Income Tax law under the Budget presented by the Hon’ble Ms. Nirmala Seetharaman, Finance Minister of India on January 31st 2025.

We are glad to share the presentation made in Japanese language by Mr. Katsuhei Shirasuna, CPA Director, India-Japan Desk at the Webinar, for the benefit of our Japanese business community. Mr. Rajeev Jain, CA, Mr. Narendra Burad, CA and Mr. Sridhar R, Partner, at Grant Thornton Bharat LLP shared their knowledge and answered the questions raised by the participants at the Open Floor Session. We hope this resource paper will serve as a valuable resource material for our readers, providing clarifications and ease of doing business in India for the Japanese business ecosystem.

Further, it is now expected by both the government and the industry that a simple and clear Income tax law is required. The Finance Minister has taken a bold position by raising expectations that the new law will be half of the present law both in Chapters and in words. The Finance Minister has promised that it will also be made simple and clear for taxpayers. This step will go a long way in improving India’s standing in the ease of doing business rankings and ensuring justice delivery in a time bound manner.

IJCCI and Grant Thornton Bharat from time to time will be hosting Webinar on the proposed Income Tax Law to further the benefit of the business communities in India and Japan.

February 2025

**Suguna Ramamoorthy**  
Secretary General IJCCI



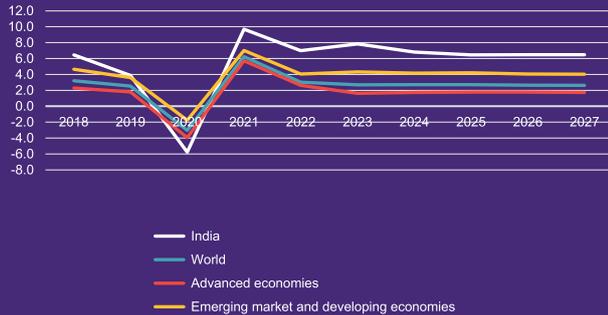
# | 目次



S. No	目次	ページ数
1	経済概況	3 - 5
2	2025年度連邦予算の概要	6
3	直接税の提言	7 - 20
4	間接税の提言	21 - 32
5	過去の法律案等	33 - 38

# 経済概況

## 世界の経済成長



出典: World Economic Outlook database, April 2024, IMF

- 国際通貨基金（IMF）は2024-25年度、2025-26年度の経済成長率を2.7%、2.6%と予測しており、世界の経済は低成長と予測している。
- IMF、同じ期間のインドの経済成長率は6.5%、6.5%と予測しており、他の発展途上国の経済成長率の4.2%、4.1%と比較しても高い成長を予測している。

## 国別GDP推計(兆米ドル)

国	2024	2025	2026	2027	2028	2029
 米国	28.8	29.8	31.0	32.3	33.6	35.0
 中国	18.5	19.8	21.0	22.3	23.6	24.8
 ドイツ	4.6	4.8	4.9	5.1	5.2	5.4
 日本	4.1	4.3	4.5	4.6	4.8	4.9
 インド	3.9	4.3	4.8	5.3	5.8	6.4
 英国	3.5	3.7	3.9	4.1	4.4	4.7
 フランス	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6

出典: World Economic Outlook database, April 2024, IMF

- インドは、人口増加、中間層・富裕層の拡大、若年層の高い割合などにより、経済成長が期待されている。
- 2024年4月の”World Economic Outlook”の予測によれば、インドのGDPは2024年に3兆9000億米ドル、2027年までに世界第3位(米国、中国に次ぐ)の5兆3000億米ドルまで拡大することが見込まれている。

# 経済概況

## 基礎情報

人口は巨大ながら相対的に狭い国土の中に多くの言語・宗教・民族が存在する点が他と際立つ特徴と言えます

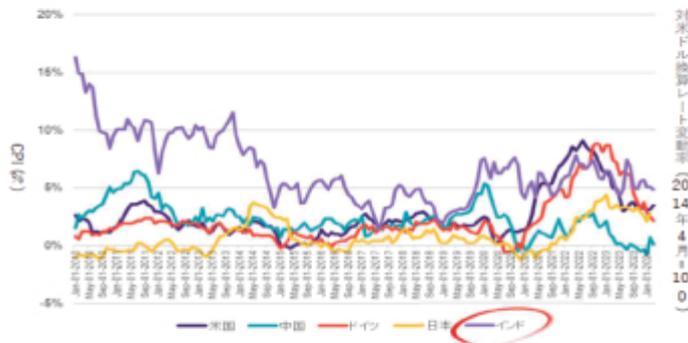
	 米国	 ユーロ圏+UK	 中国	 ASEAN	 日本	 インド
人口 (千人)	333,288	415,303	1,412,175	679,320	124,946	<b>1,417,173</b>
面積 (km <sup>2</sup> )	9,831,510	2,978,041	9,562,910	4,479,621	377,970	<b>3,287,260</b>
名目GDP (USD B/FY23)	27,721	21,961 (=18,579+3,382)	17,758	3,796	4,220	<b>3,568</b>
言語	英語	英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語 等	中国語	英語(公用語)、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、ビルマ語、マレー語等	日本語	ヒンディー語(公用)、英語(準公用)、他21言語
宗教・文化	キリスト教(旧教、新教)等	キリスト教(旧教、新教)等	道教、仏教、儒教等	仏教、イスラム教、ヒンディー、キリスト教等	仏教、神道、キリスト教等	ヒンディー、イスラム、キリスト、シーク、仏教、ジャイナ等
民族	白人、黒人、ヒスパニック等	ラテン系、ゲルマン系等	漢族、55の少数民族	漢族、ジャワ、タガログ、マレー、ベトナム、クメール、ビルマ等	大和、琉球、アイヌ等	アーリア系、ドラヴィダ系、モンゴル系等

出典：JETROチェンナイ、名目GDPはIMF、言語・宗教等はWebsite情報

## 投資価値の変動リスク減少

海外投資価値の変動リスクも近年低下してきている状況にあります

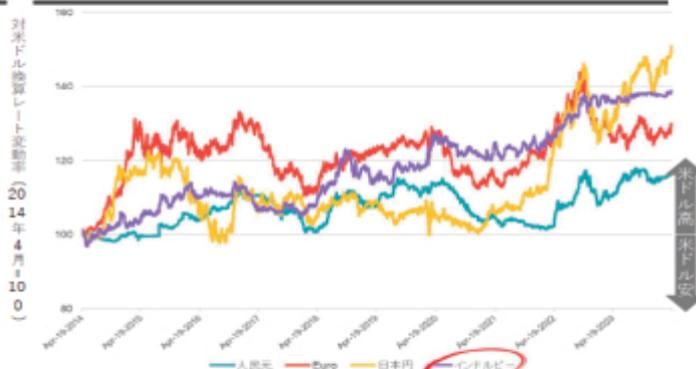
CPI (2010年1月-2024年3月)



- ✓ かつての10%を超えるような高インフレ状態を脱し、先進国並みのインフレ率に収斂してきている
- ✓ 旺盛な内需を背景としたエネルギー需給逼迫は、輸入品の上位を占める原油・石油製品価格上昇の影響を受けたCPI高止まりに繋がる可能性はあるが、価格の低いロシア産原油輸入、他に輸入比率が高い機械・器具・自動車等の内製化推進政策や他発展途上国対比相対的に安定している通貨の影響を受けて、CPIの急上昇リスクは低下しているものと推測される

出典：Capital IQ

対米ドル換算レート変動率 ※2014年4月19日=100



- ✓ 主要国通貨に対する米ドル高の傾向は概ね同様
- ✓ 日本円・インドルピーはEuro/人民元と比べ、相対的に米ドルに対して弱含みで推移しているが、別の視点で見れば、インドルピーは主要国通貨並みのボラティリティに留まっているともいえる

出典：Capital IQ

# 2025年度連邦予算の概要

## 税制改正の内容の解釈



ニルマラ・シタラマン財務大臣は、2025年2月1日に2025-26年度の国家予算を発表しました。この予算は、経済成長を促進し、包括的な発展を奨励し、民間投資を刺激し、インドの中産階級の購買力を向上させることを目的としています。インドの国際的な地位を強化することを目指し、包括的成長を促進するための10の主要分野に焦点を当てています。特に、貧困層、若者、農民、女性の福祉に重点を置いています。

- 農業の成長と生産性の向上
- 農村の繁栄と回復力の構築
- 包括的成長への道
- 製造業の活性化とメイク・イン・インディアの推進
- 中小企業の支援
- 雇用主導の開発を可能にする
- 人、経済、イノベーションへの投資
- エネルギー供給の確保
- 輸出促進
- イノベーションの育成

上記の成長促進は農業、中小企業（MSME）、海外からの投資増加、輸出の増加が必要であり、これらの成長を加速させるために、金融セクター、税制及び規制の改革の必要性を訴えるものでした。

# 直接税の改正の要約

## 個人所得税：

所得控除の対象となる所得総額は700,000インドルピーから1,200,000インドルピーに引き上げられる。（税務側の削減額は25,000インドルピーから60,000インドルピーに引き上げられた。）結果として、1,200,000インドルピーまで非課税となります。また、新しい所得税法案が導入される予定で、従前と比較して、明確で簡潔な表現で、条文自体も約半分の長さになりとされています。これにより、納税者と税務行政にとって認識の齟齬が減少し、税務の確実性と訴訟の削減が期待されます。

## 移転価格税制：

新たな制度が導入され、3年間の期間における適正価格を決定できるようになります。

## その他：

国際金融サービスセンターへの税制上のインセンティブ、電子機器製造施設のための非居住者向け推定課税制度の導入、内陸船舶に対するトン数税制の適用拡大、慈善信託・機関に対する税制の簡素化、スタートアップへの税制上の利益の期限延長、源泉税の限度額の合理化が予定されています。

## 既定の個人所得税の変更

### 個人所得税の税率

所得の範囲 (INR)	提案された税率 (%)
0-400,000	Nil
400,001-800,000	5
800,001-1,200,000	10
1,200,001-1,600,000	15
1,600,001-2,000,000	20
2,000,001-2,400,000	25
Above 2,400,000	30

### 旧税制下の所得レンジと税率は変わらない。

### 所得控除額の増加

- 所得控除の対象となる所得総額は700,000インドルピーから1,200,000インドルピーに引き上げられる。従って、税額控除の上限は25,000 インドルピーから 60,000 インドルピーに引き上げられた。

### ULIPに関する課税

- 現在のところ、支払った保険料が2,500,000インドルピーを超えないULIPの受取額は免除される。
- 免除の対象とならないULIPはすべて資本資産として扱うことが提案されている。償還による利益はキャピタルゲインとして課税対象となる。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。



## 自己居住用不動産の年間価値の決定

現行の規定では、以下の場合、2つの自己居住用家屋の年間課税価格を「ゼロ」とすることができる：

- 所有者がその家に住んでいたか、または
- 所有者が他の場所で雇用、事業、職業を営んでいるために実際に居住することができない場合。
- この特典は、何らかの理由で不動産に入居できない場合にも適用されることが提案されている。
- These provisions would be applicable w.e.f. AY 2025-26.

## NPS Vatsalyaへの拠出に対する税制優遇措置

- NPS Vatsalyaは2024年財政法により導入された。しかし、同基金への拠出に対する税制上の優遇措置は設けられていない。
- 旧税制では、親または保護者は子供2人までのNPS Vatsalya口座への入金額について、年間5万インドルピーまでの税控除を請求できることが提案されている。
- このような控除は、通常のNPSに規定されている50,000インドルピーを上限とする。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## 新興企業に対する税制優遇措置の期限延長

- 以前は、2025年3月31日以前に設立された新興企業は、タックス・ホリデーの特典を受けることができた（一定の条件を満たすことが条件）。
- 2030年3月31日まで延長することが提案されている。

## 特定ケースにおけるNRの推定課税スキーム

- 国内企業にサービス／技術を提供するNRに対する新たな推定課税制度の導入が提案されている。
- この制度は、インド政府が通達した制度に基づき、電子機器製造施設、又は電子機器を製造及び生産するための関連施設を設立及び運営する企業に適用される。
- NRが受領／受領可能な金額、又はNRに支払／支払可能な金額の25%は、当該NRの手元にある利益とみなされる。
- この金額には35%の税率が適用される。（これに適用されるサーチャージとセスを加算）。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。



## 合併や事業再編の際の欠損金や減価償却費超過額の繰越制限

- 相次ぐ合併による前身企業の損失の引継を防ぐため、「元の前身企業」という概念の導入が提案されている。
- その結果、後継企業は、元の前身企業で最初に損失が計算されたAYから8年間、損失を繰り越すことができる。
- 前述の改正は、2025年4月1日以降に行われる合併又は事業再編に適用される。

## VDAに関連する改正

- 2026-27年度より、報告企業による暗号資産の情報提供について、新たなセクションを導入することが提案されている。
- 情報の形式と方法、期間と期限は規定される。
- また、VDAの定義を拡大し、暗号技術や分散型台帳技術（又は類似の技術）を用いて安全な取引を行うデジタル価値表現を含めることも提案されている。

## NRに対するSEP規定の適用除外

- 輸出目的でインド国内で商品を購入するNRをSEP規定適用から特に除外することを提案する。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## 内航船へのTTSの適用拡大

- TTSは、資格を有する船会社に対し、船舶の正味トン数に基づいて税金を支払うか、通常の法人税制に基づいて税金を支払うかの選択肢を提供する。
- 内水面輸送を促進するため、TTSを内航船に拡大することが提案されている。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## 金融サービス

### IFSCに関する税制優遇措置のサンセット条項の延長

以下のIFSCユニットの営業開始日を2030年3月31日まで延長することを提案する：

- IBUの投資部門が特定の収入を得ること。
- IFSCの特定ファンドが、元の海外ファンドをIFSCに移転した場合。
- 航空機・船舶リース会社
  - 航空機や船舶の譲渡に伴う所得
  - 非居住者へのロイヤリティと利息の支払い
  - IFSCの他のSPV/航空機/船舶リース会社の株式譲渡によるキャピタルゲインの獲得
- 非居住者の株主がIFSCの航空機・船舶リース会社の株式を譲渡することによりキャピタルゲインを得る場合。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## 金融サービス

### IFSCのトレジャリー・センターに対するみなし配当規定の合理化

- みなし配当の規定は、会社（一般の人々が実質的に利害関係を有する会社を除く）が特定の株主や利害関係者に貸付や立替を行った場合に適用される。
- この規定は、貸付けが事業の実質的な一部であるような通常の事業の過程で、そのような貸付けや立替金が提供される場合には適用されない。
- みなし配当規定は、以下のような2つのグループ企業間の貸出金には適用されないことが提案されている：
  - A. グループ事業体の1つが、IFSCAの関連規則に基づき、トレジャリー活動またはトレジャリーサービスを実施するためのグローバルまたはリージョナルコーポレートトレジャリーとして設立されたファイナンス会社 / ファイナンスユニットであること。
  - B. 当該グループの親会社または主要事業体が、インド以外の国または地域の証券取引所に上場している（取締役会が指定したものを除く）。
- さらに、「グループ企業」、「親会社」、「主要企業」は、所定の条件を満たす企業とする。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## IFSCAの既存のファンド移転制度にリテールスキームとETFを含める。

- 現在、オフショアファンドをIFSCに移転することは、移転先のファンドがIFSCに所在し、かつ2022年IFSCA（ファンド管理）規則で規制されるカテゴリ-I/II/III AIFであれば、税務上中立な取引である。
- 現在、同規則の下で規制されているリテールスキームとETFを「結果ファンド」の範囲に含めることが提案されている。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## サンセット条項の延長とSWFおよびPFに対する免税措置の合理化

- SWFやPFが所定の投資によって得た配当、利子、LTCGの免除の期限を2025年3月31日から2030年3月31日に延長することが提案されている。
- さらに、非上場債券の売却から生じるSTCGにも上記の免除を適用することが提案されている。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## 資本資産の定義の拡大

- カテゴリ-Iおよびカテゴリ-IIのAIFが稼得する収益の特性に関して確実性を持たせるため、「資本資産」という用語の定義を修正し、投資ファンド（すなわち、カテゴリ-Iおよびカテゴリ-IIのAIF）が保有するあらゆる証券を含めることが提案されている
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## FPIIによる資本資産の譲渡益に対する課税の合理化

- 現在、FPIIによる有価証券（上場株式、株式投資信託、事業信託の投資口以外）の譲渡に伴う長期キャピタルゲインに対する税率は10%である。
- すべてのLTCGに対する税率を合理化する観点から、非上場株式/上場債券/債券/その他の証券など、その他のすべての証券に対する税率を12.5%に修正することが提案されている。
- これらの規定は2026-27年度より適用される。

## 保険部門におけるFDI

- 保険会社が保険料全額をインド国内で運用することを条件に、保険会社のFDI枠を自動ルートで74%から100%に引き上げることが提案されている。

## 特定のTDS規定の基準額の合理化

- ビジネスのしやすさを促進し、コンプライアンスを向上させるため、2025年4月1日以降、TDS規定の適用基準を以下のように引き上げることを提案する：

S. No.	概要	現在のTDS 適用基準 (単位： INR)	TDSの適用基 準案 (単位： INR)
1.	有価証券利息の支払い（後述の利息を除く）	Nil	10,000
2.	公開会社が居住者である個人/HUFに発行した債券の利子の支払い	5,000	10,000
3.	配当金の支払い	5,000	10,000
4.	銀行 / 生協 / 郵便局からの利息の支払い 高齢者の場合	50,000	1,00,000
	その他の場合 その他	40,000 5,000	50,000 10,000
5.	宝くじやクロスワードパズルなどの賞金	10,000 (会計年度累計)	10,000 (取引ごと)
6.	競馬の賞金	10,000 (会計年度累計)	10,000 (取引ごと)

S. No.	概要	現在のTDS適用 基準 (単位： INR)	TDSの適用基 準案 (単位： INR)
7.	保険手数料の支払い	15,000	20,000
8.	手数料の支払い（宝くじの価格等）	15,000	20,000
9.	投資信託又は特定企業・事業の投資口に関する支払い	5,000	10,000
10.	手数料又は仲介手数料の支払い	15,000	20,000
11.	家賃の支払い	2,40,000 (aggregate during financial year)	50,000 (per month or part of a month)
12.	専門的または技術的サービスに対する料金の支払い、ロイヤリティなど。	30,000	50,000
13.	強化補償に関する支払い	2,50,000	5,00,000

# TDSとTCS

## TCSの税率と基準値の合理化

S. No.	概要	現在のTDS適用基準 (単位: INR)	TDSの適用基準案 (単位: INR)
1.	証券化トラストへの投資に係る収入	個人またはHUFの場合は25%。 その他の受取人の場合は30%	10%
2.	森林リースにより取得された木材またはその他の林産物(テンドウの葉を除く)および森林リース以外の方法により取得された木材に対するTCS	2.5%	2%
3.	特定金融機関からの融資を原資とする教育目的のLRS送金に対するTCS	INR 100千ルピー以上の送金は0.5%	無し
4.	LRSに基づく送金(金融機関からの融資による教育目的の送金を除く)	700千ルピーまで非課税	1,000千ルピーまで非課税

\*林産物は、施行中の州法又は1927年インド森林法に規定されるのと同じ意味を持つものとする。

17

## 特定のTDS/TCS規定の廃止

- 2025年4月1日以降、所得申告書を提出しない場合のTDS/TCSの高率税率を撤廃することが提案されている。

### 特定商品の販売に対するTCS

- 現在、商品の販売で受け取った対価が50,000インドルピーを超える取引には、TDSとTCSの両方の規定が適用される可能性がある。ただし、TDSが適用される場合には、TCSの規定は適用されない。
- このような取引を明確にするため、2025年4月1日以降、このような取引に関するTCS規定を廃止することが提案されている。

## 罰則及び手続きに関する事項

### 更新申告期限の延長

- 更新申告書の提出期限を従来の24ヶ月から48ヶ月に延長することが提案されています。提案されている期限と税効果は以下の通りです：

申告書の提出期限	加算税(税金と利息の合計)
12ヶ月まで	25%
12-24月	50%
24-36月(2025年4月1日以降)	60%
36-48月(2025年4月1日以降)	70%

- さらに、当該年度末から36ヶ月を経過した後には再査定手続きのための理由通知が発行された場合、再査定にふさわしくないと判断されない限り、最新の申告書を提出しないことが提案されている。
- この改正は2025年4月1日から適用される。

# 罰則及び手続きに関する事項

## 罰則の適用期限の合理化

- ・ 現行の規定には、税務当局が罰則を課す命令を下すための複数の期限が含まれている。
- ・ 則命令を下すためのスケジュールを一本化することが提案されています（すなわち、関連する訴訟手続が完了した四半期、上訴命令が管轄のPCITによって受領された四半期、修正命令が下された四半期、または罰則手続開始の通知が発行された四半期の終わりから、場合により6ヶ月以内に下されなければなりません）。
- ・ **TCS規定の刑事罰廃止**
- ・ TCS申告書の提出期限までにTCSが中央政府に預託されている場合、訴追を免除することが提案されている。
- ・ この改正は2025年4月1日から適用される。

# 罰則及び手続きに関する事項

## 罰則規定の改定

- ・ 免責許可申請の処理期間を1カ月から3カ月に延長することが提案されている。
- ・ 現在、罰則はJCITによってのみ課される。2025年4月1日以降は、JCITの事前承認を得た上で、AOが罰則を課すことができるようになる。

# 信託に関連する改正

- ・ 登録の有効期間を5年から10年に延長することにより、小規模慈善信託（免除前の総収入が5クローネ未満）のコンプライアンス負担を軽減することが提案されている。
- ・ ビジネス トラストが得た上場証券のSTCG は、現在、（MMR ではなく）適用税率で課税されている。
- ・ 2026-27年度より、事業信託の上場有価証券にかかるLTCG に適用税率で課税することが提案されている。

# 移転価格税制

## ブロック移転価格監査の導入

- ・ 納税者と税務当局の監査及び訴訟負担を合理化 軽減するため、納税者には、3年間の国際取引 特定国内取引のALP を決定するブロック移転価格査定を選択する機会が与えられている。
- ・ 納税者は、2026-27年度以降、ブロック移転価格査定についてこのオプションを行使することができる。
- ・ 翌年以降の連続する2年間の取引のALP は、移転価格算定官が評価対象年度の同様の取引について決定したALP と同じALP を適用して決定することが提案されています。

# 間接税の改正の要約

## 間接税全般：

貿易の円滑化によるインド経済の発展を目的として、関税構造の合理化、税率の逆転問題への対応、国内製造及び付加価値の支援、輸出促進、貿易の円滑化、そして個人の間接税の簡素化を目的とした提案がされました。

## 関税：

7つの関税率が廃止され、ゼロ税率を含む8つの関税率が残ることになります。

## GST：

SEZ/FTWZ への商品の移動を、実際の販売や通関の前であってもGSTの課税対象となる供給して扱おうとしてきたため、DTA への通関が完了するまで課税されない保税倉庫と比較して、一貫性の無い課税処理となっていたが、保税倉庫と同等の扱いに変更されます。

# ITC : ブロック・クレジット条項

## 不動産建設に使用されるインプットおよびインプット・サービスのITC

- 2017年7月1日より、第17条(5)(d)において、「Plant or Machinery」を「Plant and Machinery」に置き換える遡及修正が提案されている。
- 本規定改正案は、抵触する法律、規則、判決に優先する効力を持つ。

### Impact:

- CGST法第17条(5)(d)では、「工場又は機械」を除き、不動産建設にかかる投入資材及び投入サービスに対するITCは控除されない。
- しかし、「工場又は機械」の法的定義がないため、ITCの適格性における解釈の矛盾が生じた。
- Safari Retreats Private LimitedのSCは、機能性テストを適用し、技術的要件を満たすために建設された建物や事業に不可欠な建物は「工場」に該当し、ITCの対象となると裁定した。
- その趣旨に沿うため、GST審議会は第55回審議会において、第17条(5)(d)を遡及修正し、「Plant or Machinery」という表現を「Plant and Machinery」に置き換えることを勧告した。
- 修正案は、サファリ・リトリートにおけるSC判決の効果を無効にするものである。

# インプット・サービス代理店

## ISD 定義

- 第2項(61)のISDの定義が改正され、2025年4月1日より、RCMの下で納税された州をまたぐ供給に係るITCの分配を明示的に規定することが提案されている。..

## 国家間のリバースチャージ取引に係る納税額の分配方法

- また、ISDによる信用供与の方法について規定する第20条(1)項および(2)項についても、上記の変更案を取り入れ、整合させるための改正が提案されている。

### 影響:

- 提案されている改正案は、ISDの範囲を拡大し、ISDが州をまたがるRCM供給に対してITCを分配することを可能にすることで、より良いクレジット利用を確保し、運用を明確にするものである。

# 追跡メカニズム

## ユニークな識別マーク

- GST審議会の勧告に基づいて通知される特定商品の追跡・追跡を可能にする仕組みを規定するため、第148A条の挿入が提案されている。
- 政府は、記録される情報とともに、固有の識別標識の貼付、及びそこに含まれる情報の電子的な保存とアクセスを可能にするシステムを提供しなければならない。
- 提案されている枠組みは、まだ通知されていない特定人物／特定商品を対象とする。
- 特定商品を所持する特定人は、適切かつ適時に、商品又はその包装に固有の識別表示を付さなければならない。
- 第2条(116A)に基づく固有の識別表示には、当該商品に付されたデジタルスタンプ、デジタルマーク、その他類似の表示であって、固有のものであり、安全であり、かつ除去不可能なものを含む。
- 特定者は、物品に固有の識別マークを貼付し、当該物品の製造事業所に設置された機械の詳細とその他の関連情報を提出しなければならない。
- 同規定に従わない場合、第 122B 条に基づき、10 万インドルピーまたは当該特定商品に対する納税額の 10%のいずれか高い方の金額が罰則の対象となる。



# 主なGSTに関する提言

## スケジュールIIIの適用範囲拡大

- 輸出通関前又はDTAへの通関前に、SEZ又はFTWZで倉庫に保管された商品の供給は、商品の供給でも役務の供給でもないものとして扱われることを規定するため、CGST法のSchedule IIIのPara 8に新しい条項(aa)を濶及的に挿入することが提案されている。
- 税金が支払われている場合、払い戻しは認められない。

### 影響:

- GST当局はこれまで、SEZ/FTWZへの商品の移動を、実際の販売や通関の前であってもGSTの課税対象となる供給として扱おうとしてきたため、DTAへの通関が完了するまで課税されない保税倉庫と比較して、一貫性のない課税処理となっていた。
- M/s Haworth India Pvt.Ltd.のケースにおけるタミル・ナードゥ州AARは、FTWZは経済特区法に準拠し、関税法に基づき認可された倉庫ではないため、第8項(a)は適用されず、従って、FTWZ内での移転は保税倉庫規定の非供給品に該当しないため、GSTが適用されるとの見解を示した。
- バンク・オブ・ノヴァ・スコシアとサデサ・コマーシャル・オフショア・デ・マカオ・リミテッドの判決では、国内消費への通関前のFTWZ/税関保税倉庫での所有権移転はGSTの範囲外であり、GSTの課税対象にはならないとされ、異なる見解が示された。
- AAARは、FTWZは税関の管理下で運営され、DTAへの通関または輸出のためにBOEが提出されるまで、貨物は税関の監督下でFTWZに留まると指摘し、AARの裁定を破棄した。
- 本改正案は、SEZやFTWZに保管される貨物の税務上の取り扱いを税関保税倉庫に合わせるものであり、これによりSEZ/FTWZは税関保税倉庫と同等となる。

## 違約金のみを不服とする場合の前納金要件

- 第107条(6)及び第112条(8)の濶及的改正により、税金の請求がなく罰金の請求のみが含まれる場合、上訴機関およびGSTATへの上訴を行う際に、罰金額の10%の前納を義務付けることが提案されている。

## クレジット・ノートを理由とするアウトプット・タックス・ライアビリティの軽減

- クレジット・ノートの発行による生産物税負担の軽減は、登録された受領者が対応するITCを取り消した場合、または税負担が他の者に移転していない場合にのみ認められると明示するため、第34条の但し書きの改正が提案されている。

## その他の提言

- 証憑に関する供給期限の規定の撤廃：第12条(4)及び第13条(4)は、証憑の供給時期に関する規定である。
- 地方当局の定義の改正：地方自治体の決定における地方資金と市町村資金の定義に関する説明とともに、「市町村または地方資金」を「市町村資金または地方資金」に置き換える。
- 返品に関する変更：IMSメカニズムと法的枠組みを確立するため、第38節と第39節に改正が提案されている。

## 関税法の改正

### 暫定査定規定の改正

- 第18条(1B)は、仮査定の確定に2年の期限を設けることを提案するもので、Principal Commissioner/Commissionerが正当な理由があれば、さらに1年延長することができる。
- さらに、適正な役員による評価のみを制限する改正が提案されている。

#### 影響

この貿易円滑化措置は、仮審査の確定に明確なスケジュールを導入するもので、長年の懸案であった無期限の遅延に対処するものである。

### IGCR関連の改正

- 2022年税関（特惠関税率または特定最終用途による商品の輸入）規則に規定された最終用途を条件として特惠関税を利用する輸入業者に対する救済措置が、6カ月から1年に強化された。
- さらに、毎月のコンプライアンスから四半期ごとのコンプライアンスに変更された。

### 通関後の入国申告書の自主的な修正

- 第18A条の挿入は、所定の期間及び条件の範囲内で、輸出入項目の通関後の自主的な修正を認めるために提案されている。
- 修正申告は、関税納付のための自己申告、又は特定の除外を伴う第27条に基づく還付請求として扱われる。
- 第17条、第18条、第84条に基づき、監査、捜索、押収、召喚が開始された場合、又は還付金の再評価が行われた場合、あるいは審査会が通知した明確なケースでは、自主的な改訂は認められない。

#### 影響

この制度は、通関後の訂正のための正式なメカニズムを確立し、自主的なコンプライアンスを促進し、訴訟を減らすことを目的としている。払い戻し請求や不足金の訂正を簡素化することで、トレーダーは長引く裁定に直面することなく間違いを正すことができる。

### 暫定理事会の発足と和解委員会の廃止

- 「和解委員会」に代わる「和解のための暫定委員会」を設置し、特定の期限内に解決する。
- 和解委員会は2025年4月1日より廃止される。

# 関税に関する提言

## CTAのファースト・スケジュールで提案されている主な変更点（2025年2月2日より発効）

- **関税率の調整**
  - 2023-24年予算で削除された7つの税率に加え、7つの税率の削除が提案されている。
    - これに残る関税率はゼロ税率を含む8種類のみとなる。
    - 25%、30%、35%、40%の関税率は20%に、100%、125%、150%の関税率は70%に引き下げられる。
- **セスとサーチャージの修正**
  - 本法案は、1つ以下のセスまたはサーチャージを課すことを提案している。
    - SWSIは82の関税ラインで免除される。



# 関税に関する提言

## BCDの主な部門別変化

### • 医療セクター

- 必須医薬品の原薬、ポリオワクチン、単成分インシュリンに対する関税免除が拡大される。生命を救う医薬品は、改訂されたリストに基づいて免除が継続され、購入しやすい価格が確保される。希少疾病治療のための医薬品、医薬品、FSMPについても免税措置が継続され、高コストの治療を受ける患者を支援する。

### • ITセクター

- 国内 IT ハードウェアの生産を促進するため、インタラクティブ・フラット・パネル・ディスプレイの関税が 10%から 20%に引き上げられ、国内生産が強化される。一方、キャリアグレードのイーサネットスイッチの関税は、高度なネットワーク技術と通信インフラを支援するため、20%から10%に引き下げられる。

### • エレクトロニクスセクター

- 本予算は、電子機器の国内付加価値向上を促進するために関税を改定する。主な削減項目は、電子玩具部品の関税を 70%から 20%に、スマートメーターの関税を 25%から 20%に引き下げることである。携帯電話や LED/LCD TV パネルの投入製品に対する免税措置は、電子機器製造のエコシステムを支援するために延長される。

### • EVと自動車セクター

- 政府は、EV用リチウムイオン電池の製造に使用される35種類の資本財を免除し、製造コストを下げることを提案した。自動車消費者のコスト負担を軽減するため、乗用車の関税が125%から70%に引き下げられ、高級車がより手頃な価格になった。同様に、二輪車と補助モーター付き自転車の関税は70%（100%）に引き下げられ、自転車の関税は20%（35%）に引き下げられた。

### • 太陽エネルギーと再生可能エネルギーセクター

- また、太陽電池モジュールと太陽電池セルには、40%から20%の軽減税率が適用される。

### • 繊維セクター

- 国内の繊維製造を促進し競争力を強化するため、ニット生地に関税率が20%または₹115/kgのいずれか高い方に改定された。この措置は、国内産業を保護し、インドの繊維部門における付加価値向上を促進することを目的としている。

# 関税に関する提言

## BCDの主なセクター別変化

### • SWS免除措置

- 必需品の輸入負担を軽減するため、ろうそく、PVCフレックスフィルム、太陽電池、ヨット、スマートメーター、家具、履物、各種自動車のSWSは全額免除となった。

### • AIDC

インフラ開発のための収入を得るため、大理石・花崗岩（20%）、太陽電池（7.5%）、太陽電池モジュール・太陽電池（20%）、貨物輸送用自動車（EV5%、非EV20%）、乗用車（EV5%、非EV40%）、中古自動車（67.5%）、電子玩具部品（20%）、オートバイ（40%）、各種履物（18.5%）、自転車（15%）にAIDCが導入されている。

### 影響

これらの改正は、国内製造業の強化、現地での付加価値の深化、輸出競争力の促進、関税構造の簡素化という政府の意図に沿ったものである。



# 物品税に関する提言

## 暫定和解委員会の設置

- 政府は、誤分類、過小評価、免税通達の不適用、CENVATクレジットの不正な利用などの問題を含む案件について、その裁決が開始される前に和解を成立させるために、1つ以上の暫定和解委員会を設置することを提案している。
- 従って、理事会が設立される直前に決済が保留されていた保留申請はすべて、理事会が処理するものとする。
- 暫定審査会は、暫定審査会の設置から3ヶ月以内に保留中の申請を処理しなければならない。ただし、その理由が書面で記録されている場合に限り、最長12ヶ月まで延長することができる。

## CCESCの終了

- CCESCは2025年4月1日以降、活動を停止する。従って、CCESCに係属中の案件は暫定和解委員会が処理する。また、2025年4月1日以降、新たに和解を申請することはできない。
- さらに、和解の申請を受理した場合の手続きは、暫定委員会にも適用され、与えられた権限と和解委員会の機能は、このような暫定委員会が行使するものとする。

# サービス税に関する提案

## 農業保険制度における再保険業務に関する免除

- 2011年4月1日から2017年6月30日までの期間、WBCISおよびMNAISのもとで保険会社が提供する再保険サービスに関する免除が導入された。この免除は遡及的に適用される。
- 従って、徴収されたサービス税は全て還付される。還付申請は、2025年財政法案の大統領同意の日から6ヶ月以内に行わなければならない。

# 用語集

<b>AIF</b>	Alternative Investment Funds	<b>STCG</b>	Short Term Capital Gain
<b>ALP</b>	Arm's length price	<b>SWF</b>	Sovereign Wealth Fund
<b>AO</b>	Assessing Officer	<b>TCS</b>	Tax Collection At Source
<b>AY</b>	Assessment Year	<b>TDS</b>	Tax Deduction At Source
<b>ETF</b>	Exchange Traded Fund	<b>TTS</b>	Tonnage Tax Scheme
<b>FDI</b>	Foreign Direct Investment	<b>ULIP</b>	Unit Linked insurance Policy
<b>FPI</b>	Fees For Technical Services	<b>VDA</b>	Virtual Digital Asset
<b>HUF</b>	Hindu Undivided Family	<b>AAR</b>	Authority for Advance Ruling
<b>IBU</b>	IFSC Banking Unit	<b>AAAR</b>	Appellate Authority for Advance Ruling
<b>IFSC</b>	International Financial Service Centre	<b>AIDC</b>	Agriculture Infrastructure & Development Cess
<b>IFSCA</b>	International Financial Services Centre Authority	<b>BOE</b>	Bill of Entry
<b>INR</b>	Indian Rupee	<b>CCESC</b>	Customs, Central Excise and Service Tax Settlement Commission
<b>JCIT</b>	Joint Commissioner of Income Tax	<b>CEA</b>	Central Excise Act, 1944
<b>LRS</b>	Liberalised Remittance Scheme	<b>CGST Act</b>	Central Goods and Services Act, 2017
<b>LTCG</b>	Long Term Capital Gain	<b>CTA</b>	Customs Tariff Act, 1975
<b>MMR</b>	Maximum Marginal Rate	<b>DTA</b>	Domestic Tariff Area
<b>NPS</b>	National Pension Scheme	<b>EV</b>	Electric Vehicle
<b>NR</b>	Non-Resident	<b>FSMP</b>	Food for Special Medical Purposes
<b>PCIT</b>	Principal Commissioner of Income Tax	<b>FTWZ</b>	Free Trade Warehousing Zone
<b>PF</b>	Pension Fund	<b>GST</b>	Goods and Services Tax
<b>SEP</b>	Significant Economic Presence	<b>GSTAT</b>	Goods and Service Tax Appellate Tribunal
<b>SPV</b>	Special Purpose Vehicle	<b>IMS</b>	Invoice Management System
		<b>INR</b>	Indian Rupee
		<b>ISD</b>	Input Service Distributor
		<b>IT</b>	Information Technology
		<b>ITC</b>	Input Tax Credit
		<b>MNAIS</b>	Modified National Agricultural Insurance Scheme
		<b>RCM</b>	Reverse Charge Mechanism
		<b>SC</b>	Supreme Court
		<b>SEZ</b>	Special Economic Zone
		<b>SWS</b>	Social Welfare Surcharge
		<b>WBCIS</b>	Weather Based Crop Insurance Scheme



## **INDO-JAPAN CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY**

No. 21, Kavignar Bharathidasan Road, Teynampet, Chennai 600 018.

Tel: 91-44-4855 6140 E-mail: [indo-japan@ijcci.com](mailto:indo-japan@ijcci.com) Website: [www.ijcci.com](http://www.ijcci.com)